

○減免となる障がいの範囲

1. 身体障害者手帳の交付を受けている人で、以下の区分に応じた障がいの等級に該当する人		2. 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、以下の区分に応じた障がいの程度に該当する人	
障がいの区分	障がいの級別	障がいの区分	障がいの程度
視覚障がい	1級～3級、4級の1	視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	2級、3級	聴覚障がい	
平衡機能障がい	3級	平衡機能障がい	
音声機能障がい又は言語機能障がい	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	音声機能障がい又は言語機能障がい	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る）
上肢不自由	1級、2級	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級～6級	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	1級～3級、5級	体幹不自由	
心臓機能障がい	1級、3級、4級	心臓機能障がい	
じん臓機能障がい		じん臓機能障がい	
呼吸器機能障がい		呼吸器機能障がい	
ぼうこう機能障がい		ぼうこう機能障がい	
直腸機能障がい		直腸機能障がい	
小腸機能障がい		小腸機能障がい	
肝臓機能障がい		1級～4級	肝臓機能障がい
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1級、2級		
	移動機能 1級～6級		

※視覚障がいの4級の1は視力障がいであり、4級の2は視野狭さをいう。

3. 療育手帳の交付を受けており、下記に該当する人

- (1) ㊤（㊤の1、㊤の2）またはAの1の人
- (2) Aの2で音声若しくは言語または上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に「3級」と記載されている人

問 合 せ 先

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

担当 課税課 市民税係（1階7番窓口）

電話 0439-80-1241（直通）

開庁時間 平日8時30分～17時15分